

不適合管理委員会報告情報
平成18年1月25日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年1月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	原子炉補機冷却水系サージタンクレベル記録計確認時、レベルの低下傾向が認められたため、原因調査	2月3日区分変更「その他」→「区分Ⅲ」 ⇒公表内容

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	停止中の原子炉冷却材浄化系補助ポンプにおいて、出入口弁シートリークの可能性が認められたため、当該弁の点検及び対応検討	
2	2号機	ハフニウム板型制御棒の動作確認試験手順書において、判定基準の未記載について指導を受けたため、対応を検討	
3	3号機	ハフニウム板型制御棒の動作確認試験時、制御棒(42-23)の動作時間がわずかに長いことが認められたため、動作時間の確認を検討	
4	4号機	主発電機密封油装置真空ポンプ(A)のドレンポットドレン弁開操作時、電線管のサポート部に弁本体が接触し、開操作ができにくいため、当該部を修理	
5	5号機	常用換気空調系冷却装置(CH5-13B)点検時、圧縮機(A)の吐出圧力指示計に指示不良(指針固着)が認められたため、当該指示計を交換	
6	5号機	NO. 3軽油タンクの燃料油受入時、流量積算計(FIQ-46-90-2)の動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	
7	6号機	プロセス計算機点検時、装置冷却ファン(計4台)に異音の発生が認められたため、当該ファンを交換	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
8	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(6A)低圧加減弁点検時、シャフト軸受部の内面に摩耗が認められたため、当該軸受部を交換	
9	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(6B)低圧塞止弁入口弁点検時、リークオフ配管取付部に腐食が認められたため、当該配管を交換	
10	6号機	直流125V(6B)所内蓄電池の内部状態確認時、NO. 8セル内底部に棒状温度計の沈下が認められたため、対応を検討	
11	6号機	プラント設備検査用本設計器の点検時、非常用ガス処理(A系)の入口流量計に精度外が認められたため、当該計器を修理及び対応検討	
12	集中環境施設	高温焼却設備の排ガス用二酸化炭素分析計点検時、調整不良が認められたため、当該分析計を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで